

こども家庭庁任期付職員の採用について

長官官房参事官（総合政策担当）付

参事官補佐級職員・係長級職員

1. 職務内容	(1) こども・若者と家庭を取り巻く状況に関する統計・データ等を活用し、こども・若者施策に関する多面的な政策をエビデンスに基づき、立案、評価、改善していくための企画立案・調査分析等を行う。 (2) こども家庭庁内の施策部局が所掌している政策のE B P Mにおけるロジックモデル策定や評価、改善のための調査分析を行う際の伴走支援等を行う。
2. 求める人材	下記（1）～（4）の要件すべてに適合する者 (1) こども・若者施策に関して、エビデンスに基づき多面的に政策を立案、評価、改善していくための企画立案のあり方について、学問上又は業務上の経験などを通じて、一定の知見を有する者 (2) こども・若者施策におけるこども・若者と家庭を取り巻く状況に関する文献調査、ヒアリング調査又はアンケート調査、それらの調査を用いた統計・データ及び統計的分析手法、政策効果の検証に関する実験等について専門的知見を有しており、統計学、政治学、経済学、社会学、行政学、公衆衛生学、心理学、哲学、論理学等のうち一つ又は複数の分野について科学的な専門的知識を有する者 (3) 施策部局が行うE B P M業務等への伴走支援として、こども・若者施策への関心を持ち、計量分析等に係る知見を有すること。また、業務遂行に当たって必要な協調性、調整能力及び計画能力があること (4) 大学、公的機関、研究機関や民間企業等での業務経験が参事官補佐級については14年以上ある者（博士号を取得した者は9年以上、修士号を取得した者は12年以上）、係長級については7年以上ある者（博士号を取得した者は2年以上、修士号を取得した者は5年以上）
3. 応募資格	1. 大学卒業又は同等以上の学力を有する者 2. 上記「求める人材」に記載された実務経験を有する者 3. 統計分析ソフト（S P S S、S t a t a 、R等）を用いたデータ分析等の実務経験を有する者 4. 当該採用期間にわたり継続して勤務が可能な者 なお、次のいずれかに該当する者は、今回の募集に応募できません。 (1) 日本国籍を有しない者 (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 (3) 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張

	<p>する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(5) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
4. 採用予定人数	若干名
5. 採用予定期間	令和 8 年 4 月 1 日～令和 10 年 3 月 31 日まで (職務の状況によっては任期の更新等もあり得ます。)
6. 勤務地	こども家庭庁本庁（東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング）
7. 採用形態・給与等	<p>(1) 採用形態</p> <p>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、常勤の国家公務員として採用を予定しています。</p> <p>(2) 採用予定官職</p> <p>内閣府事務官 参事官補佐級 内閣府事務官 係長級 ※※官職名であり、役職名等は調整中</p> <p>(3) 給与</p> <p>給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）に基づき、これまでの経歴等を考慮して決定します。</p>
8. 勤務時間・休暇等	<p>(1) 勤務時間・休暇等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間：午前 9 時 30 分から午後 6 時 15 分（昼休み 1 時間を含む。土、日、休日を除く。） ・休暇：年次休暇 20 日（年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20 日を限度に翌年に繰越可。）、特別休暇、病気休暇、介護休暇 <p>(2) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）等に基づき、兼業に当たっては制限があります。また、業務上知りえた情報について守秘義務が課されることとなります。
9. 選考方法	<p>一次選考：書類審査、二次選考：面接</p> <p>※書類審査の結果、二次選考（面接）を行うこととなった方のみに二次選考の日時・場所等を 1 週間以内にご連絡いたします。</p>
10. 応募要領	<p>(1) 応募方法</p> <p>下記提出書類を担当あて郵送（応募締切日必着）してください。（応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。責任を持って破棄いたします。）</p> <p>(2) 提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ①（様式）履歴書 ※カラー写真貼付、メールアドレス記載 ②志望理由をまとめたもの（A4 横書）

	<p>③これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書） （注）専門知識、経験に関する資料（博士等の学位取得証明書のコピーなど）、資格に関する証明書類（専門社会調査士や統計検定、ビジネス統計スペシャリスト等の証明書のコピーなど）があれば、写しをご提出ください。</p> <p>（3）提出先 〒100-6003 東京都千代田区霞が関 3-2-5 霞が関ビルディング 22階 こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付総務調整係 ※封筒に「任期付職員（長官官房参事官（総合政策担当）付）応募」と必ず記載の上、提出してください。</p> <p>（4）応募受付期間 <u>令和8年2月13日（金）必着</u> ※採用者が決定次第、募集を締め切らせていただきます。</p>
11. 問い合わせ先	こども家庭庁長官官房参事官（総合政策担当）付総務調整係 E-mail : sougouseisaku.soumu-j@cfa.go.jp
12. 備考	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります（休職は不可）。兼業を希望する場合は、規定の範囲内で可能です。（要相談） 2. 柔軟な勤務形態として、テレワークでの勤務やフレックス制度に基づく勤務時間の設定等が可能です。（要相談） 3. 採用内定者には、健康診断を受診（自己負担により任意の医療機関で実施）していただきます。 4. 身分証明証にマイナンバーカードを使用します。お持ちでない方は、マイナンバーカード取得をお願いいたします。